

公立大学法人金沢美術工芸大学における公的研究費の不正使用防止に関する基本方針

平成28年5月10日

公的研究費の原資の大部分は貴重な税金であり、大学におけるさまざまな活動は、社会の信頼と負託によって支えられています。その不正使用は社会からの信頼等に反する行為であり、公的研究費の管理については大学の責任において適正に行わなければなりません。本学は、公的研究費の不正使用根絶に向けて、不正使用を誘発する要因を除去し、抑止機能を有する環境・体制の構築を図るため、次のとおり公的研究費の不正使用防止に関する基本方針を定めます。

- 1 不正使用防止対策に関する責任体系を明確化し、学内外に公表する。
- 2 事務処理に関する職務権限やルールを明確化するとともに、不正使用防止対策に関する関係者の意識向上を図る。あわせて不正に係る告発等の取扱いや調査及び懲戒に関する規程の整備と運用の透明化に努める。
- 3 不正を誘発させる要因を的確に把握するとともに、その要因を取り除くための具体的な不正使用防止計画を策定し、確実に継続的に実施する。
- 4 適正な予算執行を行うことができるよう、実効性のあるチェックが効くシステムを構築し、公的研究費の適正な運営、管理を行う。
- 5 公的研究費の使用のルール等が適切に情報共有・共通理解される体制を構築する。
- 6 公的研究費の不正使用が発生する要因を分析し、不正が発生するリスクに対して重点的かつ機動的な監査を実施し、組織的牽制機能の充実・強化につながるモニタリング体制を整備する。

公立大学法人金沢美術工芸大学 理事長 前田 昌彦